

令和7年度末

# 退職を迎える皆さまへのフローチャート

退職後も正会員に継続して加入できます！  
正規任用の方がご退職された後も、勤務形態に応じて正会員としての継続加入や、退職会員(賛助会員・特別会員)としての加入が可能です。



令和8年3月 正規任用で勤務している

令和8年4月も引き続き、東京都の教職員として勤務する

勤務しない

再任用

臨時的任用

会計年度任用  
(非常勤教員のみ)

会計年度任用  
(非常勤教員以外)

正会員として引き続き加入できます。

勤務形態により正会員継続の手続きの有無が異なります

再任用

手続き  
なし

臨時的任用

手続き  
あり

※職員番号の変更  
手続きが必要です

会計年度任用  
(非常勤教員)

手続き  
なし

正会員としての継続はできません。

退職後の会員(賛助会員・特別会員)になることで互助会に引き続き加入できます。

※賛助会員・特別会員の  
説明はコチラから



## 【職員番号の変更手続きについて】

職員番号が変更された場合は、左記のQRコードを読み取り、必要項目(氏名/生年月日/新・旧職員番号……など)を入力し、ご登録をお願いします。その後、当会にて会員資格の継続手続きを進めさせていただきます。

※ご登録手続きが完了しますと、登録のメールアドレス宛に入力内容を返信します。

※概ねお手続き後の翌々月から当会会費の給与控除が開始されてます。

※QRコードが読み取れない場合は下記のアドレスをクリック又は検索をしていただくか直接ご連絡ください。

[https://willap.jp/p/acc\\_9016/6/](https://willap.jp/p/acc_9016/6/)



職員番号の変更は  
こちらのQRコードから

## 【正会員として加入を継続するメリット】

インフルエンザ予防接種など、一定の助成を受けることが可能です。また、会報誌「ふれあい」に掲載される正会員向けのイベントにも参加できます。

★令和8年度は、正会員向けイベント増やす予定です！

## 【退職ではなく、任用変更となる方へ】

任用替えにより、職員番号が変更となる場合は、上記の職員番号の変更手続きが必要となります。また、会計年度(非常勤教員以外)に変更となる方は、正会員の継続はできません。

正会員に関するお問い合わせはこちら。(上記に当てはまらない異動などの場合も直接ご連絡ください)



(公社)東京都教職員互助会 経営企画部 企画係  
03-3293-0959 (平日 9時~17時)

新規入会者も募集中  
申込はQRコードから

